

平成25年小野町議会定例会2月会議

議事日程（第3号）

平成25年3月1日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 発言の一部取消について
- 日程第 2 委員長の審査結果報告
(予算審査特別委員会委員長、各部常任委員会委員長)
- 日程第 3 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 4 議案第 1号 平成24年度小野町一般会計補正予算（第6号）
〔討論、採決。以下日程第12まで同じ〕
- 日程第 5 議案第 2号 平成24年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 3号 平成24年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 4号 平成24年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 5号 平成24年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 6号 平成24年度小野町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第 7号 平成24年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第 8号 平成24年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第 9号 平成24年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第10号 平成25年度小野町一般会計予算
〔討論、採決。以下日程第21まで同じ〕
- 日程第14 議案第11号 平成25年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第15 議案第12号 平成25年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第13号 平成25年度小野町除染対策事業特別会計予算
- 日程第17 議案第14号 平成25年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第18 議案第15号 平成25年度小野町介護保険サービス事業特別会計予算
- 日程第19 議案第16号 平成25年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算
- 日程第20 議案第17号 平成25年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算
- 日程第21 議案第18号 平成25年度小野町水道事業会計予算
- 日程第22 議案第19号 小野町新型インフルエンザ等対策本部条例について
〔討論、採決。以下日程第30まで同じ〕
- 日程第23 議案第20号 小野町都市下水路の構造等の技術上の基準に関する条例について
- 日程第24 議案第21号 小野町町道の構造の技術的基準を定める条例について
- 議案第25 議案第22号 小野町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例について
- 日程第26 議案第23号 小野町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
- 日程第27 議案第24号 小野町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例について

- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 小野町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 小野町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 小野町就学指導審議会条例について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決。以下日程第 3 7 まで同じ〕
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 障害者自立支援法に定める小野町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 小野町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 小野町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 小野町道路線の廃止について
〔討論、採決。以下日程第 3 9 まで同じ〕
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 小野町道路線の認定について
- 日程第 4 0 請願・陳情の採択、不採択の決定
- 日程第 4 1 特別委員会委員長の中間報告
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 1 まで議事日程に同じ

(追 加)

- 日程第 1 議員提出議案第 1 号 専決事項の指定について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第 2 議員提出議案第 2 号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第 3 休会について
-

出席議員（12名）

1 番	会 田 明 生 君	2 番	吉 田 康 市 君
3 番	竹 川 里 志 君	4 番	宗 像 芳 男 君
5 番	田 村 弘 文 君	6 番	籠 田 良 作 君
7 番	宇 佐 見 留 男 君	8 番	水 野 正 廣 君
9 番	遠 藤 英 信 君	1 0 番	佐 强 登 君

11番 久野 峻 君

12番 村上 昭正 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	穴 戸 良 三 君	副 町 長	大 江 賢 一 君
教 育 長	矢 内 今 朝 見 君	総 務 課 長	佐 藤 喜 春 君
企画商工課長	石 井 一 一 君	税 務 課 長	宗 像 利 男 君
町民生活課長	吉 田 浩 祥 君	健康福祉課長	吉 田 吉 広 君
農林振興課長 兼農業委員会 事務局 長	藤 井 義 仁 君	地域整備課長	山 名 洋 一 君
教 育 課 長	村 上 春 吉 君	代表監査委員	先 崎 福 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	先 崎 幸 雄	書 記	味 原 広 一
書 記	新 田 徹	書 記	先 崎 悟

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

- 議長（村上昭正君） ただいまから平成25年小野町議会定例会2月会議第9日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
-

◎議事日程の報告

- 議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎発言の一部取り消しについて

- 議長（村上昭正君） 日程第1、発言の一部取り消しについてを議題といたします。

お手元に配付のとおり町長より申し出がありました。

町長の説明を求めます。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

- 町長（宍戸良三君） 平成25年小野町議会定例会2月会議、2月22日、日程第1、一般質問におきまして、3番、竹川里志議員の「特産品開発は予算投入額に見合った経済効果があるか」についてのご質問に対する答弁の中で、町が商工会に対しまして地域資源を生かした新たな特産品開発を委託した平成21年度から3回目の事業の成果として、「茶豆焼酎の限定販売を行った」旨の発言を行いました。茶豆焼酎の限定販売は町の委託事業により行われた内容ではありませんでしたので、発言の「茶豆焼酎の限定販売を行ったほか」の部分の取り消しをお願いいたします。

議員の皆様は深くおわび申し上げますとともに、今後は内容確認の徹底を図り、このような誤りを起こさないよう努めてまいります。

- 議長（村上昭正君） お諮りいたします。ただいま町長から申し出があった発言の一部取り消しについて、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、町長から申し出のあった発言の一部取り消しについて、許可することに決定いたしました。

◎委員長の審査結果報告

○議長（村上昭正君） 日程第2、予算審査特別委員会及び各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員長、8番、水野正廣委員長。

〔予算審査特別委員会委員長 水野正廣君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（水野正廣君） 予算審査特別委員会における付託案件の審査の結果並びに経過についてご報告を申し上げます。

平成25年小野町議会定例会2月会議において予算審査特別委員会に付託された事件は、予算審査特別委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましてはお手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上申し上げまして、予算審査特別委員会の報告といたします。

○議長（村上昭正君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、遠藤英信委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 遠藤英信君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（遠藤英信君） 平成25年小野町議会定例会2月会議において総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであります。

以下、付託事件の内容と審査経過について申し上げます。

議案第27号 小野町就学指導審議会条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、障害のある子供の状態に応じた学校、あるいは学級を決定するための就学指導体制を構築すべく適正な就学指導を行う機関として、これまで田村地方1市2町で共同設置していた田村地方就学指導審議会の解散に伴い、町単独での就学指導審議を含む就学事務に取り組むため「小野町就学指導審議会」を設置するもので、平成25年4月1日から施行するものであります。

審査に当たっては教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、引用法のうち「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されることに伴う文言の整理と、前号議案の関連であります小野町就学指導審議会設置に伴い、当該委員に対する報酬の規定を追加する内容で、平成25年4月1日から施行するものであります。

審査に当たっては総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第31号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、上位法である災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により、東日本大震災においては、これまで支給対象とならなかった死亡者の兄弟姉妹まで範囲を拡大し対象とするものであり、あわせて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部が

改正されたことによる、附則の引用部分の改正を行うもので、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定については、法の適用日同様、平成23年3月11日から適用するものであります。

審査に当たっては町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第34号 小野町公民館条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、公民館の旧館である大字小野新町字中通35番地の建物について、教育財産から普通財産に移行することに伴い、関連する別表について改正し、あわせて、使用料を定めた別表第2のうち公民館雁股田分館の使用料について内容の整理をするもので、平成25年4月1日から施行するものであります。

審査に当たっては教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書についての陳情について。

本陳情は、協同組合に参加する人全てが協同で出資し、協同で経営し、協同で働き、「働くこと」を通じて人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す「協同労働の協同組合」に関する法律の速やかな制度化を求めるものであります。

審査に当たっては企画商工課長の出席を求め、「協同労働の協同組合」の内容について説明を受けました。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

以上で、平成25年小野町議会定例会2月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査報告といたします。

○議長（村上昭正君） 次に、厚生産業常任委員会の報告を求めます。

厚生産業常任委員長、8番、水野正廣委員長。

〔厚生産業常任委員会委員長 水野正廣君登壇〕

○厚生産業常任委員会委員長（水野正廣君） 平成25年小野町議会定例会2月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第19号 小野町新型インフルエンザ等対策本部条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、病原性が高い新型インフルエンザ等に対し、町民の生命や健康を保護し、住民生活に及ぼす影響の最小化を図るため、その対策本部について、これまで要綱により設置していたものを、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、条例により整備するものであります。

次に、議案第29号 障害者自立支援法に定める小野町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について、及び議案第30号 小野町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例については、関連があり一括審議いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と名称が改正になったことから、所定の文言の整理をするものであります。

いずれも、審査に当たっては健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであ

ります。

次に、議案第20号 小野町都市下水路の構造等の技術上の基準に関する条例について、議案第21号 小野町町道の構造の技術的基準を定める条例について、議案第22号 小野町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例について、議案第23号 小野町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について、議案第24号 小野町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例について、議案第25号 小野町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例について、議案第26号 小野町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について、議案第32号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例については、関連があり一括審議いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、これまで各法令等で定められていた整備基準等について、地域の実情に適切に対応するため、法令等を参酌の上、条例を制定及び改正するものであります。

委員より、政令等で定める基準と条例で定める基準の違いについて質問がありました。

次に、議案第33号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第35号 小野町道路線の廃止について、議案第36号 小野町道路線の認定については、関連があり一括審議いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、道路法施行令及び福島県道路占用料徴収条例の改正に伴い、その基準を参酌し、道路占用料の額等を改正するものと、右支夏井川河川改修事業に伴い、河川管理用道路を今後町道として管理を行うため、道路法第8条第2項の規定により、「平舘・松葉線」及び「馬場・松葉線」として町道の認定を行い、「松葉線」を道路法第10条第1項の規定により廃止するものであります。

いずれも、審査に当たっては地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

以上が、平成25年小野町議会定例会2月会議において厚生産業常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

以上をもって委員長報告といたします。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（村上昭正君） 日程第3、質疑を行います。

予算審査特別委員長及び各部常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

これで予算審査特別委員長及び各部常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第1号～議案第9号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第4、議案第1号 平成24年度小野町一般会計補正予算（第6号）から日程第12、議案第9号 平成24年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）まで、9議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第1号から議案第9号までの9議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第9号までの討論を終わります。

◎議案第1号～議案第9号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第1号 平成24年度小野町一般会計補正予算（第6号）についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第1号 平成24年度小野町一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成24年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第9号 平成24年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）まで、8議案についてお諮りいたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第9号までの8議案についてはそれぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第10号～議案第18号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第13、議案第10号 平成25年度小野町一般会計予算から日程第21、議案第18号 平成25年度小野町水道事業会計予算まで、9議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第10号から議案第18号までの9議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第10号から議案第18号までの討論を終わります。

◎議案第10号～議案第18号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第10号 平成25年度小野町一般会計予算についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第10号 平成25年度小野町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成25年度小野町国民健康保険特別会計予算から議案第18号 平成25年度小野町水道事業会計予算まで、8議案についてお諮りいたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号から議案第18号までの8議案についてはそれぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第19号～議案第27号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第22、議案第19号 小野町新型インフルエンザ等対策本部条例についてから日程第30、議案第27号 小野町就学指導審議会条例についてまでの9議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第19号から議案第27号までの9議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第27号までの討論を終わります。

◎議案第19号～議案第27号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第19号 小野町新型インフルエンザ等対策本部条例についてから議案第27号 小野町就学指導審議会条例についてまでの9議案についてお諮りいたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第27号までの9議案についてはそれぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第28号～議案第34号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第31、議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第37、議案第34号 小野町公民館条例の一部を改正する条例についてまでの7議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第28号から議案第34号までの7議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第28号から議案第34号までの討論を終わります。

◎議案第28号～議案第34号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第34号 小野町公民館条例の一部を改正する条例についてまでの7議案についてお諮りいたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号から議案第34号までの7議案についてはそれぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第35号及び議案第36号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第38、議案第35号 小野町道路線の廃止について及び日程第39、議案第36号 小野町道路線の認定についての2議案を一括して議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第35号及び議案第36号の2議案を一括して討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第35号及び議案第36号の討論を終わります。

◎議案第35号及び議案第36号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第35号 小野町道路線の廃止について及び議案第36号 小野町道路線の認定についての2議案についてお諮りいたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第35号及び議案第36号の2議案についてはそれぞれ原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情の採択、不採択の決定

○議長（村上昭正君） 日程第40、請願・陳情の採択、不採択の決定を行います。

総務文教常任委員長より報告のあった平成25年陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書についての陳情書については、採択とする委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号については採択と決定いたしました。

◎特別委員会委員長の中間報告

○議長（村上昭正君） 日程第41、特別委員会に付託中の事件について、会議規則第47条第1項の規定により、この際中間報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、特別委員会の中間報告を求めることに決定いたしました。

初めに、企業対策特別委員会の報告を求めます。

企業対策特別委員長、2番、吉田康市委員長。

〔企業対策特別委員会委員長 吉田康市君登壇〕

○企業対策特別委員会委員長（吉田康市君） 平成25年小野町議会定例会2月会議において企業対策特別委員会の活動についての中間報告を申し上げます。

去る、2月8日、村上議長にご同行をいただき、委員会を開催し、アルパインマニュファクチャリング株式会社好間工場の企業訪問をいたしました。

松本好間工場長・秋山小野町工場長より、現在の状況について、これからの動向、工場内の組み立て工程等について説明を受けました。説明の中で、従業員527名のうち、小野町工場では226名の方々が働いており、感謝の言葉を受けました。また、グループ会社が海外を含め8社あり、小野町から4名の方に海外派遣をお願いしているところであります。製造品目は、カーオーディオが主で、小野町工場はホンダ100%、好間工場は海外向けのオーディオが主であり、組み立てから製品までの工程で最新の組み立て機械を導入し、従業員には「ものづくり教育」を重点に働く環境を整備している等の説明を受けました。

これからの動向につきましては、経済の状況を注視しながら、生産比率の見直しを行い、オーディオ製造の実績を生かし、今後は、家電への生産や海外生産から日本での生産へと変えてゆきたいなどの報告を受けました。

以上が、当委員会の中間報告であります。引き続き調査を随時行い、企業誘致と既存企業の育成に精力的に取り込むことを申し添え報告といたします。

○議長（村上昭正君） 次に、議会改革特別委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員長、7番、宇佐見留男委員長。

〔議会改革特別委員会委員長 宇佐見留男君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（宇佐見留男君） 平成25年小野町議会定例会2月会議におきまして、議会改革特別委員会の調査・検討活動について、中間報告をいたします。

議会改革特別委員会の第7回会議を去る1月10日に、第8回会議を去る2月8日に開催しました。

1月10日に開催した第7回会議では、通年議会の実施について協議し、当面、本年の第1回定例会から第3回定例会までの期間、通年議会の試行を実施し、通年議会について検証・検討し、その後、本施行するかどうか判断することと決定しました。

2月8日に開催した第8回会議では、初めに、通年議会試行に関する実施要綱の内容について協議・検討し、

速やかに要綱を施行することと決定し、2月12日より施行されているところです。

次に、通年議会試行実施に伴い、議会運営、及び行政執行の合理化と円滑化を図るため、町長の専決処分事項の拡大を認めて指定を行うべきとの結論に達し、その内容などについて協議・検討し、今定例会に議員提出議案により上程することと決定しました。

以上が当特別委員会の調査・検討活動の中間報告であります。引き続き当特別委員会の所管事項の調査・検討活動を継続するものと決したことを申し添え、報告といたします。

◎特別委員会委員長の中間報告に対する質疑

○議長（村上昭正君） 特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を終わります。

暫時休議といたします。

追加日程の資料を配付いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時04分

○議長（村上昭正君） 再開いたします。

資料の配付漏れはありませんか。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議員提出議案第1号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第1、議員提出議案第1号 専決事項の指定についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第1号 専決事項の指定について、7番、宇佐見留男議員の説明を求めます。

7番、宇佐見留男議員。

〔7番 宇佐見留男君登壇〕

○7番（宇佐見留男君） 議員提出議案第1号 専決事項の指定について。

小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成25年3月1日提出。

提出者、宇佐見留男、賛成者、竹川里志、同じく遠藤英信、同じく水野正廣、同じく籠田良作、同じく田村弘文の各議員であります。

提案理由。

小野町議会は、今定例会より通年議会の試行を実施することとしたが、今後は年間を通して会期中となることから、地方自治法第179条第1項において長が専決処分することができることとされている「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」の規定には、ほとんどの事例が該当しないこととなる。

このことから、通年議会の試行実施に当たり、議会運営及び行政執行の合理化及び円滑化を図るため、専決処分事項として町長に委任することが妥当と思われる事項について、地方自治法第180条第1項による専決処分の拡大を認めて指定を行う。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第1号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第1号 専決事項の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第1号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第1号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第1号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第1号 専決事項の指定についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第2号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第2、議員提出議案第2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書を議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書について、4番、宗像芳男議員の説明を求めます。

4番、宗像芳男議員。

〔4番 宗像芳男君登壇〕

○4番（宗像芳男君） 議員提出議案第2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書。

小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成25年3月1日提出。

提出者、宗像芳男、賛成者、久野峻、同じく遠藤英信、同じく宇佐見留男、同じく籠田良作、同じく吉田康市の各議員であります。

提案理由。

「協同労働の協同組合」は、働く意思のある者による就労の機会の自発的な創出を促進し、地域社会の活性化に寄与するとともに、働きたくても働けないなどの課題を解決し、働く意思のある者が、その能力を有効に発揮し、誰もが希望と誇りを持って働くことのできる社会の実現を目指すものです。

しかし、現在「協同労働の協同組合」は社会的理解が不十分であり、また、法的根拠がないため、団体として入札や契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどさまざまな制約や課題があります。

このようなことから、「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求めるため、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長ほか、関係機関の長に意見書を提出する。

平成25年3月1日、福島県田村郡小野町議会。

提出先、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、総務大臣様、厚生労働大臣様、経済産業大臣様。
以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第2号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第2号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第2号を討論に付します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第2号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号について原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（村上昭正君） 追加日程第3、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

明日3月2日から6月12日までの103日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、明日3月2日から6月12日までの103日間を休会とすることに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（村上昭正君） これで本定例会2月会議に付議された事件は全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長（村上昭正君） 平成25年2月会議最終日に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会より通年議会の試行期間ということで、議員各位または町執行部の皆様方には特段のご配慮、ご尽力をいただき、議長として改めて御礼申し上げます。

今後、6月会議までの103日間という長期にわたる会期になりますので、さまざまな問題点や疑問点も提起されることと思いますが、その都度協議を重ねて解決なり新たな制度づくりなどを進めてまいりたいと思います。

なお、通年議会の試行に当たっては、議会として議案の専決の委任を何点か許可いたしました。我々議会にとっては議案の議決は最大の責務とっておりますので、委任事案であってもできる限り会議の中で議決事項に上げていただきますように、ご努力を町部局には改めてお願いをする次第であります。

予算審査特別委員会におきましても、慎重審議をいただき、課長各位、議員各位のご精励に感謝申し上げます。内容的には除染対策費、復興交付金の活用など復興に期する予算を計上されており、町民の皆さんも一日も早い除染などを通じた復興を願っているわけでありますので、迅速な対応をお願いしたいところであります。

まだまだ寒い日が続くと思いますが、皆様方におかれましてはお体をご自愛の上、それぞれの立場でご活躍いただきますようご期待申し上げ、ご挨拶といたします。

2月会議にご協力、まことにありがとうございました。

◎町長挨拶

○議長（村上昭正君） この際、町長から発言があればこれを許します。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 平成25年小野町議会定例会2月会議の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今定例議会には、平成24年度一般会計外補正予算9案件、平成25年度一般会計外当初予算9案件、条例制定9案件、条例の一部を改正7案件、町道廃止認定2案件、合計36案件をご提案申し上げたところでありますが、議員の皆様には、連日ご精励の上、慎重ご審議の結果ご議決を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。ありがとうございました。

今議会においての多岐にわたるご質問や審議の過程で頂戴いたしました議員各位からのさまざまなご意見、ご指導に対しましては、趣旨を十分に踏まえまして、今後の適正な予算執行、町政運営に努める所存であります。

平成25年度は東日本大震災からの復興をさらに推進し、町民の皆様が安全で安心して生活ができるよう、全力で町政の執行に努める所存であります。また、全職員一丸となって住民福祉、地域振興に努めてまいりたいと存じます。

簡単ではありますが、閉会に当たっての御礼のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午後 2時18分